○国土交通省告示第千三十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5283号	音響測深機	ＦＥ―800	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○国土交通省告示第千三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―518号	仕切り甲板（ＡＴＫＡＢ―３Ｄ30級）	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１	
第Ｆ―519号	仕切り隔壁（ＡＴＫＡＢ―４Ｂ30級）	〃	〃	
第Ｆ―520号	仕切り甲板（ＡＴＫＡＢ―４Ｄ30級）	〃	〃	
第Ｆ―521号	仕切り隔壁（ＡＴＫＡＢ―５Ｂ60級）	〃	〃	

○海上保安庁告示第百十九号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	宮城県本吉郡南三陸町（田浦港沖防波堤外端）
位置	
所在地	
北緯	三八―四四―〇九
東経	一四一―三二―五四
撤去年月日	平成二十六年八月十八日
記事	一時変更

○海上保安庁告示第百二十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	宇部岬港沖防波堤東灯台	
位置		
所在地	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東端）	
北緯	三三―五五―二四	
東経	一三一―一五―四一	
変更した事項	光度	閃光実効光度七八カンデラ　不動光五・〇海里　不動光二・〇海里
---	---	---
	光達距離	
	高さ	地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日		平成二十六年八月五日

名称	番所灯台	
位置		
所在地	福島県いわき市（番所）	
北緯	三六―五六―〇八	
東経	一四〇―五五―二九	
変更した事項	光度	五九〇カンデラ
	光達距離	八・〇海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで三六メートル
変更年月日		平成二十六年八月七日

名称	郷ノ浦港北防波堤灯台	
位置		
所在地	長崎県郷ノ浦港（北防波堤外端）	
北緯	三三―四四―三三	
東経	一二九―四一―〇〇	
変更した事項	灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
---	---	---
	光度	実効光度二六カンデラ
	光達距離	三・五海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日		平成二十六年八月七日

名称	桃ノ浦港西防波堤灯台		
位置			
所在地	宮城県石巻市（桃ノ浦港西防波堤外端）		
北緯	三八―二三―四六		
東経	一四一―二五―四七		
変更した事項	灯質	塗色及び構造	白色　塔形
---	---	---	---
		光度	群閃緑光　毎八秒に二閃光
		光達距離	実効光度七八カンデラ
		明弧	五・〇海里
		高さ	全度
変更年月日			地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・一メートル
記事			平成二十六年八月九日 一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称	桃ノ浦港仮設灯浮標	
位置		
所在地	宮城県石巻市（萩浜灯台の北北西方約二・七キロメートル）	
北緯	三八―二三―四五	
東経	一四一―二五―四五	
変更した事項	名称	桃ノ浦港西防波堤灯台
---	---	---
	位置	
	所在地	宮城県石巻市（桃ノ浦港西防波堤外端）
	北緯	三八―二三―四六
	東経	一四一―二五―四七
変更年月日		平成二十六年八月七日

名称	備讃瀬戸北航路Ａ灯標	
位置		
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約七〇〇メートル	
北緯	三四―二一―〇二	
東経	一三三―四三―〇一	
変更した事項	位置	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約六五〇メートル
---	---	---
	所在地	
	北緯	三四―二〇―五九
	東経	一三三―四三―〇二
	高さ	平均水面上から構造物の頂部まで六・九メートル　平均水面上から灯火まで六・七メートル
変更年月日		平成二十六年八月十七日

名称	備讃瀬戸北航路Ｂ灯標	
位置		
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九一〇メートル	
北緯	三四―二一―〇五	
東経	一三三―四三―一〇	
変更した事項	位置	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八七〇メートル
---	---	---
	所在地	
	北緯	三四―二一―〇二
	東経	一三三―四三―一一
	高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
変更年月日		平成二十六年八月十七日

名称	備讃瀬戸北航路Ｃ灯標	
位置		
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル	
北緯	三四―二一―〇八	
東経	一三三―四三―一九	
変更した事項	位置	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
---	---	---
	所在地	
	北緯	三四―二一―〇五
	東経	一三三―四三―二一
	高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・一メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
変更年月日		平成二十六年八月十八日

名称	伊予三崎港井野浦第一防波堤灯台	
位置		
所在地	愛媛県三崎港（井野浦第一防波堤外端）	
北緯	三三―二二―三〇	
東経	一三二―〇六―一九	
変更した事項	光度	一一〇カンデラ
---	---	---
	光達距離	五・五海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日		平成二十六年八月十八日